

実務経験証明書の記入について

不正の手段(虚偽の証明書等)によって試験を受け、又は受けようとした場合、合格の決定取り消し、又は試験を受けることを禁じる旨の規定(介護保険法第69条の31)があります。証明内容には御留意ください。なお、御不明な点はお問合せください。

■【証明書について】

- 受験者による自書は不可です(証明者(代表者)が受験者本人の場合を除く)。証明者は、被証明者の業務従事状況を書類等で確認していただきます。
- 記入した項目を訂正する場合は、必ず訂正印の押印が必要となります。修正液、修正テープの使用は不可。
- 証明書右上の日付は、証明書を作成した日付を記入していただきます。
- 黒又は青色のボールペン等を使用し楷書ではっきりと記入してください。鉛筆書きは不可。
- パソコンで作成いただいても結構です。但し、様式(データ)は配布していません。
- 就業後、婚姻等により氏名が変わった場合、旧姓を併記していただきます。

■【業務従事期間、従事日数について】

- 直接対人援助業務従事期間、業務従事日数は、要援護者等に対する直接的な援助業務を行っていた期間及び日数を証明するものです。
- 直接対人援助業務従事期間のうち、病気などにより業務に従事しなかった期間が連続して1か月以上ある場合は、その期間を所定の欄に明記してもらいます。
※業務従事日数について、休日・休暇・病気・休職等で従事しなかった日は除きます。
- 対象国家資格の業務を証明する場合、実務経験が算定できるのは、資格の登録年月日からです。
例1:看護学校を3月31日に卒業し、4月1日から医療機関に勤務しており、看護師としての登録年月日が4月21日の場合は、看護師としての実務経験は4月21日からとなります。
※ 今年度より、介護福祉士の場合も登録年月日以降の実務経験が算定できます。

■【実務経験見込証明書について】

- 実務経験見込証明書は、証明日以降の勤務を見込んで証明する書類です。10月13日(土)まで見込むことができます。
※ 証明日までに勤務が確定している場合は、実務経験証明書の様式を使用してください。

■【証明印について】

- 証明書に押印する印鑑は、公的な申請等で使用している印鑑としています。三文判は不可です。